第2号様式(1)-3

(単体発注・事後審査型)

沖縄県土木建築部一般競争入札公告八土第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、一般競争入札(以下「入札」という。)を次のとおり実施する。

平成30年11月13日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 工事概要

(1)	エ	Ę		名	八重山管内港湾照明施設等設置工事 (H30-1)									
(2)	工	事	場	所	竹富町船浦港(上原地区)、白浜港及び船浮港地内									
(3)	工			種	電気工事									
(4)	エ	事	内	容										
(=)	-			₩n	(別冊図面及び別冊仕様書のとおり。)									
. ,	工	**	TT/	期	契約締結日の翌日から平成31年3月29日まで									
	発	注	形	態	単体発注									
(7)	貿	格審	<u> </u>	法	事後審査型 ※入札参加資格の審査を開札後に行う。									
(8)		の他適令、			○ リサイクル法 ※本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。									
		本案件は、 〇印を付し 適用がある	た制度等の		 最低制限価格 制度 ※本入札案件には最低制限価格が設定されているため、その申込みに係る価格が最低制限価格に満たない者は落札者となることができない。 ※平成30年7月1日 最低制限価格制度の改正あり http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/keiyaku/documents/randamukeisuu.pdf 									
)			7	※本工事に係る契約は、地方自治法第96条の規定に基づき沖縄県議会の議決を得る必要があるため、落札決定後は仮契約を締結し、沖縄県議会の議決を経て通知したときに本契約となる。									
					※本手続は、次年度当初予算成立を前提とした年度開始前からの準備手続であり、予算成立後に効力を生じる事業である。従って、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。また、次年度当初予算成立後においても、国庫支出金に係る交付申請等の手続の関係上、入札を延期する場合がある。									
					準備手続 ※本手続は、国庫支出金に係る予算使用を前提とした事前準備手続であり、交付決定後に効力を生 (交付決定前) じる事業である。従って、交付申請等の手続の関係上、入札を延期する場合がある。									
					※本手続は、県議会における繰越承認を前提とした事前準備手続であり、議会承認後に効力を生じる事業である。従って、県議会において、本工事に係る予算の繰越承認が否決された場合は、延期又は中止することがある。また、予算の繰越承認後においても、国庫支出金に係る繰越(翌債)手続の関係上、入札を延期する場合がある。									
					債務負担行為工事 ※本工事は、債務負担行為に係る契約の特則の適用を受ける工事である。									
					※本工事は、現場経験の少ない技術者の技術向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で 若手技術者育成型 補助する技術者(以下「専任補助者」という。)を配置することができる試行工事である。なお、 同制度の取扱いについては、公告文2(13)及び入札説明書1(1)ウを参照のこと。									
					○ 週休2日施行工事 ※本工事は、週休2日の取組を推進するための施行工事である。 「詳細は、特記仕様書参照のこと。」									
(9)	適	用する	労務 単	i. 価	平成30年3月労務単価 ※本工事の予定価格は、左記に示す公共工事設計労務単価を適用して積算しており、入札参加者は 同単価を適用して見積りを行い入札すること。									
(10)	本] の	L事に係る 受	る設計業績 託	务等 者										
(11)	そ		D	他	発注者指定型 ※本工事は、ICT活用工事(土工)の対象工事である。									
(11)	٠.ر	V		TEL	施工者希望型 ※本工事は、施工者の希望により、ICT活用工事(土工)を実施するものとする。									

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

1/	. (一]妇	() ()	米竹	· 2 9 1	~ C 11	満たしている有資格業者で <i>る</i>	めること。					
	業				種	電気工事業	(1)の業種において(2)の等級を有することについて、(3)に表示する年度に沖縄県の建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程第5条による建設工事入札					
(2)	等				級	A等級及びB等級	参加資格者名簿への登録があること。また、建設業法に定める(4)の許可を受けた者					
(3)			格	事 者 年		平成29・30年度	であること。 なお、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされ ている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがな されている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けているこ					
(4)	許	P		区	分	建設業	と。					
(5)	地:	方自治	台法族	包行令	(昭和	口22年政令第16号)第167条の4	1の規定に該当しない者であること。					
(6)	建設業法(昭和24年号外法律第100号)第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。 入札日から落札決定日までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。											
(7)	入	札目	から落	核札決 第	定日ま	こでの期間に、本県の指名停止	措置を受けていないこと。					
(8)	な: 第2 ア イ	お項資次で子4薪人次31一くの一一そは 100次で子4薪人次31一くの一一そは 100元	以規本の会号会関い第方は役方方の合下の定例ではの社例で第の合員ののの↓↓	のに系げ等2等系げ2会同を会会へ 関抵 いくにを れ号社会現社社社 会 は いに等社に等等した	がす に社足じ に規のを兼ののの業をある 当 該法すく 当す役いね役管団を	5場合に、辞退する者を決めるものではない。 4する二者の場合。 (平成17年法律第86号)第2条 る親会社等をいう。以下同じ。する子会社等同士の関係にある。 4する二者の場合。ただし、(アーる会社等をいう。以下同じ。母 員(株式会社の取締役(指名表 う。)の業務を執行する社員、 ている場合 員が、他方の会社等の管財力を 財力が、他方の会社等のりより とが阻害されると認められる	る場合)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条)の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合を除く。 委員会等設置会社にあっては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若し組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等 と現に兼ねている場合					
(9)	原則として、上記1-(10)に表示する設計業務等の受託者(受託者が設計共同体の場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。なお、「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のアからウに該当する者である。ア 資本関係 設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。(7)子会社等と親会社等の関係にある場合 (4)親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合 イ 人的関係 設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(7)については、更正会社又は会社等の一方が再生手続が存続中の会社等である場合を除く。(7)一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 (4)一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 (5)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 (6)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合(共同企業体及び設計共同体を含む。)とその構成員の関係にある場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。											
(10)						員が実質的に経営を支配する建 こいる者でないこと。	設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請が					
		対	象	期	間	自 平成20年4月1日 至 平成30年11月28日	左記の期間内に下記の対象工事を元請けとして施工し、完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。					
	施	対	象	I	事	電気工事						
(11)	工実績	備			考	工事に係る実績である場合は、こと。 なお、土木建築部とは、旧7 新石垣空港建設課を含む。(以 なお、共同企業体の取扱い ア 特定建設工事共同企業(という。)の構成員として	よ、以下のとおりとする。 本(以下「特定JV」という。)又は経常建設共同企業体(以下「経常JV」 の施工実績は、出資比率20%以上のものに限り対象とする。 る場合は、経常JVでの施工実績を対象とする。経常JVでの施工実績が					

	配置	資	格	区	分	理	及又は2級電気コ 技士又はこれと 資格を有する者	:同等以上	次	に掲げる要件を	満たす監理技術	者又は主任技術者を当該工事に配置できること。	
(12)	予	備			考		(7) 技術士 (電 建設部門に係 (イ) これらと同 監理技術者に 配置予定技術	以上の資格を有する者」とは、次の(7)(1)のいずれかを満たす者をいう。 気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門又は 5するものに限る。))の資格を有する者 等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者 あっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 皆にあっては、入札日前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 者の専任を要しない期間については、設計図書等で確認すること。					
	そ	の 1	也 の)条	件	0	地域要件	(ア) 八重に (イ) 主た ²		大事務所管内 業所	左記の(ア)に 事業所が存在す	示す地域内に、建設業の許可を受けた(イ)に示す rること。	
(13)		右表のうち、〇印を付し た条件を満たすことを		牛を満たすことを	を満たすことを		/	経営事項審 査評定値	(7) (1)				Eで左記の(ア)に示す工種の経営事項審査における E値が、(イ)に示す点数以上にあること。
	要す	要する。		J		防止対策	対 象 期	間	自 至		左記の期間内に元請けとして施工し、完成・ 引渡しが完了した赤土等流出防止対策の施工実 績を有すること。		
			/	施工実績	備	考	施工実績の取	扱いは、2-(1	1)備考に準ずる。				
(14)	取	抜	け	案	件	な	L						

3 入札手続等

(1) 手続方法	<u> </u>	子 工事であ 入 きる。	は、入札手続(入札書提出から落札者決定まで)を電子入札システムで行う電子入札対象る。ただし、代表者の変更等で電子入札によりがたい場合は、紙入札へ移行することがで 入札に関する事項については、「8 電子入札に関する事項」を参照すること。					
		(沖縄県に経るご ※【沖縄 http://w・電子入札 ・紙入札	への移行を希望する場合は、速やかに6-(1)の問い合わせ先に事前連絡をした上で、電子入札運用基準(※)」に基づく所要の手続を、電子入札システムの入札締切日時までと。 祖県土木建築部契約関係例規集>1-17】 ww. pref. okinawa. jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu. html 札システム利用者が紙入札へ移行する場合「紙入札方式移行申請書」(様式第4号)により電子入札案件へ参加する場合「紙入札方式参加申請書」(様式第3号) 県電子入札ポータルサイト>4. 様式・マニュアル】 /www. pref. okinawa. lg. jp/site/doboku/gijiken/ebidportal/download/index. html					
(2) 設計図書の	配布 期	明 間	自 平成30年11月13日 ~ 至 平成30年11月29日					
	酉	记布方法	a縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロード https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanN0=4700000					
	問	引い合せ先	沖縄県土木建築部八重山土木事務所 電話番号 0980-82-2217					
(3) 入札期日等	霍	- 電子入札シス	テ 入 札 開 始 平成30年11月29日 (木) 8:30					
		ムによる場合	入 札 締 切 平成30年11月29日 (木) 15:00					
		寺参による場	持 参 日 時 平成30年11月30日 (金) 9:50					
		(紙入札)	持 参 場 所 沖縄県八重山土木事務所第3会議室(八重山合同庁舎3階)					
	٦	人札の方法	(1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。 (2) 電子入札を行う際は、代表者名義又は委任された受任者名義のICカードで必ず行うこと。					

	(1) 工事費内訳書は、上記の「電子入札システムによる場合」の入札締切日時までに、 八重山土木事務所へ提出すること。提出がない場合、入札が無効になることがある。 (2) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。 (3) この公告の記載に従い、入札書、委任状には工事名及び工事場所を記入すること。 (4) 入札書のく じ番号(任意の数字3桁)を必ず記入すること。 (5) 代理人が入札を行う場合、委任状を持参すること。委任状の提出がない場合は、 入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。								
	(1) 第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書 (様式自由)を提出すること。 (2) 工事費内訳書には、作成年月日、工事名、工種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所及び代表者名を記載するとともに、代表者印を押印すること。ただし、工事費内訳書を電子入札システムにより提出する場合には、代表者印は省略できる。 (3) 提出された工事費内訳書について、契約担当者(これらの者の補助者を含む。)が説明を求めることがある。 (4) 電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合、添付するファイルの容量は3MB以内かつ1ファイルのみとし、最新のウイルス定義ファイルに更新したウイルス対策ソフトによりウイルスチェックを行うこと。								
(4) 入札の辞退等	紙入札手続き後、都合により入札を辞退する場合は、入札締切日時までに入札辞退届(任意様式)を提出すること。また、落札決定までの間に別の工事を落札したことにより、配置予定技術者を本工事に配置できなくなった場合は、直ちに6-(1)の問い合わせ先に報告すること。当該報告がなく、本入札の手続が落札決定まで至った場合、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領(※)」に基づく指名停止を行うことがある。 ※【沖縄県土木建築部契約関係例規集>1-4】 http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu.html								
(5) 開札日時	平成30年11月30日(金) 10:00 電子入札システムにより開札								
(6) 落札候補者の選定 及び事後審査の実施	開札後、落札決定を保留し、予定価格と最低制限価格の範囲内で有効な最低の価格をもって入札を行った者(以下「落札候補者」という。)に対し、一般競争入札参加資確認申請書及び関係資料(以下「申請書等」という。)の提出を求め、入札参加資格の確認を行う(以下「事後審査」という。)。なお、最低価格で入札をした者が複数いる場合は、電子くじにより審査順位を定め、審査順位が1位の者を落札候補者とする。 事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、次に低い価格を提示した者又は電子くじによる審査順位が次順位の者を落札候補者として事後審査を行う。事後審査は、落札候補者のみ行うものとする。								
(7) 審査にかかる 申請書等の提出	開札後、落札候補者及び発注機関が必要と認める者に対し、以下のとおり申請書等の提出を求める。 提出期限までに当該申請書等を提出しない者は、無効とする。 なお、当初申請書等の提出を求められた者以外の者について審査の必要が生じた場合、該当者への申 請書等の提出期限は別途通知する。 平成30年11月30日 (金) 17:00 まで(予定) ※電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札へ移行した業者へは書面で通知する。								
	提出期限 平成30年12月5日 (水) 17:00 まで								
	神縄県石垣市真栄里438番地1 沖縄県八重山合同庁舎3階 沖縄県土木建築部八重山土木事務所 河川都市港湾班 の980-82-3262								
(8) 入札参加資格の確認	提出方法 原則、持参								
マーノいロシカロ貝 竹ツノ作用心	入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、以下の日までに電子入札システムにて通知する。なお、紙入札へ移行した者へは書面にて通知する。 平成30年12月7日 (金) (予定)								
(9) 落札者の決定方法	事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していると確認した場合は、当該落札候補者を落札者とする。また、その結果は、全入札参加者に通知する。								

(10) 本入札に係る資料の 取り扱い

- ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 甲請香等の作成及の提出に係る資用は、提出者の負担とする。 契約担当者は、入札参加資格の確認のため以外に、提出された申請書等を使用しない。 申請書等の修正、差し替え、追加、再提出(以下「修正等」という。)は、提出期限内に 限り認める。提出期限後に、書類の記載漏れや添付漏れ等がみつかった場合は、入札参加 資格無しとなり、落札者となることはできない。 提出期限を過ぎた場合、申請書等は受け付けない。 提出された申請書等は、返却しない。
- 才

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金			布区	> 6	中縄県財務規則第100条第2項第4号)					
(1)) (10) (10)	納付の	0			「中枢 示 別 初 元 別					
	要否		た額	の10	0分の5を県に納付しなければならない。					
			以下	に	より納付の必要あり。(沖縄県財務規則第100条)					
	入札保証金の金額等は、見積る契約金額の100分の5以上(契約保証の予約にあっては100分の10以上)とする。ただし、次のア、イに掲げる担保の提出があった場合は、入札保証金の納付に代わる担保が提供されたものとし、ウ、エの提出があった場合は、入札保証金の納付を免除する。ア 有価証券等イ 金融機関の入札保証 ウ 保険会社との間で締結した入札保証保険契約の保険証券エ 金融機関又は保証事業会社との間で締結した契約保証の予約に係る証書									
	 ※1 入札保証金の金額等とは、有価証券等の総額、金融機関の入札保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。 ※2 見積る契約金額とは、入札参加者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。 ※3 保証事業会社とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。 									
	(1) 期限までに (2) 入札保証金	入札(の金	R証金の 質等並び	納付に契	に違反したものとして、その入札を無効とする。 、若しくは納付に代わる上記ア〜エのいずれかに係る書類の提出のない者 約保証予約に係る額が上記の条件に満たない場合 書類に不備があった場合					
	また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。									
		提	出 期	限	平成30年11月29日 13時まで					
					沖縄県八重山合同庁舎3階					
		提	出	先	沖縄県土木建築部八重山土木事務所 総務用地班 0980-82-2217					
	入札保証金				「入札保証金納付書発行依頼書」を提出。※事前に電話連絡すること。					
		提上	出方	法	(県が発行する「歳入歳出外現金払込書」により金融機関で納付後、上記提出期限またに当該受領書(写)を提出すること。)					
					【沖縄県土木建築部契約関係例規集>2-13】 http://doboku.pref.okinawa.jp/bid/contract.html					
	入札保証保	提	出 期	限	平成30年11月28日 17:00 まで					
	険証券・入 札保証書/	提	出	先	沖縄県八重山合同庁舎3階 沖縄県土木建築部八重山土木事務所 総務用地班					
	契約保証予	提し	出 方	法	持参又は郵送。(配達が確認できる方法にて送付すること。)					
	約 証 書	そ	の	他	保険期間又は保証期間は、電子入札日から2か月とする。					
	有価証券等	受	.入日時	-	受入方法等の調整があるので、事前に上記担当者まで電話連絡すること。					
	より、契約保 と認める金融 184号) 第2第	証金 機関 (第4 共工	を納めく ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ に が に が に が に が に が に が に に が に に が に に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に に が に に に に に に に に に に に に に	なけば伊見定	沖縄県財務規則第101条及び建設工事請負契約書第4条の定めるところにければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実限証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えるこ正証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契					

5 その他の事項

配置予定技術者の 確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契

約を結ばないことがある。 なお、病気、死亡、退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合を除き、申請書等の差し替え は認めない。また、やむを得ない理由により配置予定技術者を変更する場合は、2に掲げる基準を満た し、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

(2)	入札の無効	本公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、申請書等に虚偽の記載があった場合、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」(※)に基づく指名停止を行うことがある。 ※【沖縄県土木建築部契約関係例規集>1-4】 http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu.html							
(3)	支払条件	前 金 払 契約金額の40%以内							
		中間前金払 「平成14年12月24日土企第1862号通知」に基づく							
		部 分 払 「昭和47年7月11日土総第393号通知」に基づく回数							
(4)	火災保険の要否	要・否							
(5)	契約締結の時期等	(1) 本工事に係る契約は、落札者の決定後7日以内に締結する。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。 (2) 議会議決を要する契約の場合、落札者は、落札決定後7日以内に記名押印した仮契約書の案を提出すること。 (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。							
(6)	請負代金の変更等	本工事の契約締結後、本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事 受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契 約額÷元設計額)を変更設計額又は関連工事の設計額に乗じた額で行う。							
(7)	入札参加者等の 遵守事項	入札参加者は、「沖縄県土木建築部競争入札心得(※)」、「建設工事請負契約約款(※)」及び「仕様書」を熟読し、これを遵守すること。 ※【沖縄県土木建築部契約関係例規集>1-13、1-16】 http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu.html							
(8)	地域外からの労働者 確保に要する共通費 の設計変更について	< 営繕工事の場合> 本工事は、地域外からの労働者確保に要する費用について、労働者確保の実態を反映して契約変更のための積算方法等を適用する工事である。 なお、以下の地域外から労働者を確保するために要する費用を変更対象とする。 (変更対象項目) 共通仮設費:準備費(借上費)、宿舎費(宿泊費、労働者送迎費) 現場管理費:労務管理費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事・通勤等に要する費用)							

6 本公告に関する質問及び回答

(4)	1 H #11/4 T /#		沖御旧	了层土古丛田400巫llh1			
(1)	入札・契約手続		神縄県	.石垣市真栄里438番地1 沖縄県八重山合同庁舎3階			
	に関すること	問い合せ先	沖縄県土木建築部八重山土木事務所 総務用地班				
			電話:	0980-82-2217			
(2)	上記(1)以外に	SS 88 +.	沖縄県	石垣市真栄里438番地1 沖縄県八重山合同庁舎3階			
	関すること	質 問 書	沖縄県	土木建築部 八重山土木事務所 河川都市港湾班			
		ж <u>н</u> /1	FAX:	0980-82-1954			
			沖縄県	石垣市真栄里438番地1 沖縄県八重山合同庁舎3階			
		問い合せ先	沖縄県	土木建築部 八重山土木事務所 河川都市港湾班			
			電話:	0980-82-3262			
		提出期間	平成	30年11月13日 (火) から 平成30年11月19日 (月)			
		近 山 朔 间	光:	記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで			
		提出方法	持参又	はFAX ※FAXで提出する場合は、必ず電話にて到達確認を行うこと。			
			対する回答書は以下の期間、上記の提出場所及び入札情報システム※(沖縄県電子入札				
		ナイト内)に掲載する。					
		s://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNO=4700000					
			廿日日日	回答日から 平成30年11月29日 (木) まで			
			期間	※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで			

7 苦情申立て

(1) 入札参加資格が無いと認められた者がその理由に対して不服がある場合	入札参加資格が無いと認められた者は、入札参加資格が無いと認めた理由について、契約担当者に対し説明を求めることができる。 契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。								
	提出期限 入札参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。) とする。								
	提 出 先 沖縄県土木建築部八重山土木事務所 総務用地班								
	提出方法 書面 (様式自由) を持参すること。郵送又は電送 (メールやFAX) は受け付けない。								
(2) 再苦情申立て	上記(1)の理由説明に不服がある者は、理由説明に係る書面を通知した日の翌日から起算して7日以内(休日を除く。)に、書面により契約担当者に対し、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てに係る審議は、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会で行う。 ア 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間 受付窓口: 沖縄県土木建築部 八重山土木事務所 総務用地班 受付時間: 午前9時から午後5時まで イ 再苦情申立てに関する書類等の配布場所 沖縄県土木建築部技術・建設業課 建設業指導契約班 電話 098-866-2374								

8 電子入札に関する	電子入札に関する事項								
電子入札に関する事項は、「沖縄県電子入札運用基準(※)」によるとともに、以下の事項を参照すること。 ※【沖縄県土木建築部契約関係例規集>1-17】 http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu.html									
(1) システム稼働時間	土曜日、日曜日	土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く毎日、午前8時から午後8時まで ※稼働時間内でやむを得ずシステムを停止する場合等は、沖縄県電子入札ポータルサイトで通知する。							
(2) 障害発生時及び システム操作	システム操作・ 接続確認等	・電子調達コールセンター 電話番号:0570-011311 ・沖縄県電子入札ポータルサイト							
問い合わせ先	ICカードの不具 合発生時	取得しているICカードの認証機関							
(3) 電子入札システムの通知等の確認	で留札加札通更受受切通書決知通 ・ の	●発生時 取得しているICカードの認証機関 電子入札システムから発行される、以下の通知書等を確認すること。この確認を怠った場合、以後の入札手続に参加できなくなる等の取扱いを受けることがある。 ・ 落札保留通知書 ・ 競争入札参加資格確認結果通知書 ・ 入札参加資格確認申請書等提出依頼通知書 ・ 競争入札参加資格要件不適格通知書 ・ 未審査通知書 ・ 日時変更通知書 ・ 入札書受信確認通知(電子入札システムから自動発行) ・ 入札書受付票 ・ 入札締切通知書 ・ 再入札通知書 ・ 再入札通知書 ・ 再入札通知書 ・ 再入札通知書 ・ 探留通知書 ・ 保留通知書							